

食肉業・食肉労働に対する偏見と差別撤廃をめざして

——第二次プロジェクトの報告書発刊を踏まえて

友永健三

要約

部落解放・人権研究所では、二〇〇一年度以降二〇〇九年度まで二次にわたって「食肉業・食肉労働に関するプロジェクト」に取り組んできた。二〇〇九年三月末に第二次プロジェクトの報告書を完成させたが、その基本的な目的は学校教育、とりわけ小学校教育の中に食肉業・食肉労働に対する正しい理解を位置づけることにある。このため、本稿では、とりわけ食肉労働者に対する偏見と差別の実態、これに対する批判、学校教育で取り上げる際の基本的なポイント等について考察を加えた。

食肉業、食肉労働に関するプロジェクト

設置の経過

二〇〇一年度以降、部落解放・人権研究所内に「食肉業・食肉労働に関するプロジェクト」(代表・八木正金沢大学名誉教授)を設置し、二次にわたって都合六年間、

調査・研究に取り組んだ。このプロジェクトを立ち上げた直接のきっかけは、研究所のビデオ制作事業との関係があった。一九八九年度以降二〇〇七年度まで、研究所では市民啓発を目的として大阪府、大阪市、堺市との共同事業として毎年一本ビデオを制作してきた。一九九九年度は「食肉産業」をテーマに設定した。このテーマを設定した背景としては、被差別部落の人びとが従事して

きた仕事に関して偏見を取り除き正しい認識を確立していくことに役立てるという視点があつた。その一環として、一九九七年度には『それぞれの音色 太鼓の町に生きる』、一九九八年度には『あすにつぐもの 竹細工に生きる』を制作していた。

「食肉産業」をテーマにしたビデオ制作についても、いくつかの食肉市場に協力を依頼し、ビデオ撮影にも協力を頂いた。しかし、最終的な編集段階で、大阪南港市場で解体処理に従事しておられる当事者から、まだまだ市民の中に食肉労働に対する根強い偏見がある現状では、ビデオとして公表することを承認することはできないとの指摘が寄せられることとなった。この指摘を受けた話し合いの過程で、大阪をはじめとする関西地域においては、食肉市場、とりわけ解体処理に従事する労働者に対する差別が、部落差別と職業差別とが複合して、根強いものであることに改めて気付かされることとなった。また、このような深刻な問題が存在しているにもかかわらず、ビデオ制作において編集段階に至るまで現場の労働者の思いを十分に踏まえていなかった研究所の姿勢も鋭く問われてくることとなった。さらに、食肉労働に対する差別の実態を明らかにし、偏見を取り除くための調査・研究が立ち遅れていることにも気付かされる

こととなった。

そこで、二〇〇一年度から三カ年の研究所独自プロジェクトとして「食肉業・食肉労働に関するプロジェクト」を立ち上げ、①食肉市場の見学、②解体処理に従事する労働者からの聞き取り、③全国と場労働者交流会への参加等に取り組んだ¹⁾。三カ年の取り組みの報告書は、諸般の事情で遅れたが二〇〇六年三月、『食肉業・食肉労働に関する報告書』として発刊された²⁾。

しかしながら、この報告書では、当初に掲げた「食肉業と食肉労働に対する差別の実態を明らかにし偏見を取り除く」というプロジェクトの目的が達成されたとは言いがたい。二〇〇六年度から三カ年の目標で、第二次プロジェクト（代表・八木正金沢大学名誉教授）が立ち上げられた。第二次プロジェクトでは、二〇〇六年五月一日の第一回会合から二〇〇九年三月一四日の第一六回会合まで、一六回に及ぶ会合が積み重ねられた。このなかでは、食肉市場で解体処理に従事する労働者の思いに再度耳を傾けるとともに、大阪南港市場や京都中央卸売市場第二市場の見学も実施した。

そして、最終年度の二〇〇八年度には、食肉業、食肉解体処理に従事する労働者に対する偏見を取り除いていくために、焦点をどこに絞っていくかについての論議を

重ね、学校教育、とりわけ小学校での教育の中に位置づけていくことの重要性が確認された。その理由としては、①小学校の児童は、まだ食肉業や食肉解体処理に従事する労働者に対する偏見を身につけていないため、適切な教育を実施することによって正しく理解される可能性が大きいこと、②当然のこととして、小学校においてこのための教育を実施していくためには、まずもって小学校の教員の中での学習が不可欠なものとなっていくこと、③小学校で、食肉業や食肉解体処理に従事する労働者に対する偏見をなくし正しく理解されるための教育が実施されれば、保護者の理解促進にも繋がっていくこと、が挙げられる。

このようにプロジェクトとしての焦点を絞った上で、小学校での具体的な教育実践の報告を受けた。その際、部落を含む学校と部落を含まない学校の両方の報告を受けた。また、小学校低学年、中学年、高学年とそれぞれの発達段階別の報告も受けた。

以上のような第二次プロジェクトでの取り組みを踏まえ、『食肉業・食肉労働の授業実践に向けて』と題した報告書が二〇〇九年三月に発刊された。この報告書の構成は、第一部 総論と授業実践のポイント、第二部 食肉業・食肉労働に関する歴史、第三部 授業展開例・実

践事例（低学年・中学年・高学年）、資料 参考文献、ビデオとなっている。³ 今後、この報告書が、小学校で食肉業、食肉解体処理に従事する労働者に対する偏見を取り除き正しく理解されるための教育の推進に役立つことを願っている。

食肉業・食肉労働に対する偏見と差別の実態

紙面も限られているので、本稿ではこのプロジェクトの原点とでも言うべき、食肉解体処理に従事する労働者に対する差別の実態について、南港市場で働く岩本俊二さんの語りを中心に紹介する。⁴

岩本さんは、南港市場で食肉解体処理に従事している労働者が経験している差別の実態について、結婚差別の事例を次のように述べている。

「私自身は、南港市場で解体技術作業員になった。一〇年以上労働組合の活動もしている。差別の状況については、知り合いの娘さんが、親がと場で働いていることよって結婚が破談になったことや、親を捨てないといけないような状況に追い込まれることもあった。それは、と場で働いているということだけでなく、知り合いが同和地区に住んでいるからということもある。ただし、問

題が表面化することはない。なぜかというところ、公にして差別されるのが怖いからだ。そういった状況がまだ払拭されていない。」

また、家庭で、子どもに親が携わっている仕事を語れない状況についても、以下のように語られている。

「現在、七〇名程度が解体作業に携わっているが、彼らの中で、解体作業をしていると言える者は一割に止らないだろう。労働組合の執行部は一〇数人いるけれども、（解体作業に携わっていると）出せる人は、二、三人。「子どもの結婚、どうしよう」という感覚は今でもある。差別があるからなかなか言えない。なかなか喋ろうという気にはならない。同じ職場で働いている人とナンバやキタで出会っても、なるべく声をかけないようにしている。」

さらに、解体作業に従事している労働者に対する差別的な眼差しは、被差別部落の中にも存在しているし、同じ食肉業に従事している荷受け関係の業者や職員の中にも存在していることが、以下のように語られている。

「地域に住んでいて運動がある程度やっている職場の人でも、言えない人もいる。ただ、支部員であるということだけでは、そこまで子どもに伝える必要はないやろう、という人も多い。」食肉業の内部においても、小売

り屋さんと採めたら、「おまえらは牛殺しているやないか」という言葉が出てくる。「俺らがおらんかったら食われへんやで」と言い返すことはできる。解体することによって小売業者の生活を守っているのが我々の仕事なのに、そういう差別がある。」

以上紹介したのは、南港市場で解体処理に従事している労働者の目から見た差別の具体的な実態であるが、三宅都子さんは、食肉業に対する差別の具体的な事例をいくつか紹介されているが、その中でも典型的な事例として一九八五年に食肉センターの移転をめぐって奈良県で生起した事例について、次のように紹介している。⁵⁾

「一九八五年奈良県では食肉センターの移転をめぐって差別事件が起こった。食肉センターが住んでいる地域に移転することを知った住民が食肉市場及び食肉処理業務に対する無理解から反対運動を起こした。反対運動をする住民が書いたビラには、「どんな立派な設備ができたとしても、牛や豚が殺される建物なんて、私たちはまっぴらご免です」「動物を殺す建物を建てるなんて無神経にもほどがあります」と書かれていた。さらに「子どもには動物を愛しみ育てることを育てなければならぬのに動物を殺す施設を造ることは反対である」というようなものまであった。」

この事件は、一九八五年と今から二五年も前に生じたものであるが、二〇〇三年五月から二〇〇四年一〇月にかけて、四〇〇通以上の部落差別に基づく脅迫ハガキを部落解放同盟員などに送りつけていた連続脅迫ハガキ送付事件では、以下のような内容が書かれていたのである。⁶⁾

「足立区〇〇〇アパートに住む〇〇〇〇は特殊部落出身のえた身分の奴です。土農工商えた非人のえたです。えたは人間に似ていても人間ではありません。奴らはと殺場でブタ殺しや牛殺しをしたり皮革業という賤しくケガれている汚い奴らです。何のためらいもなく毎日平然と牛やブタを殺している残酷で冷酷な生き物です。(以下略)」

食肉業・食肉労働に従事する労働者の反論

以上に紹介したような、食肉業、とりわけ解体処理作業労働に対する深刻な偏見と差別に對して、その労働に従事している当事者はどのように反論しているかについて、次に紹介する。

先に紹介した岩本さんは、二〇〇八年度、大阪市立住吉小学校での実践で、解体作業労働者に対する偏見と差

別に對して子どもたちに次のように語りかけている。

「(こ)で、おっちゃんと言いたいことは、「それは違うねんで」っていうこと。おっちゃんらはね、いろいろなことを言われるけど、仕事をするのは「誇り」や。みんなのお父ちゃんでもお母ちゃんでも一緒やと思う。自分の仕事は、一所懸命やらなあかんねん、って思ってると思う。おっちゃんらも、と場で仕事をするのは、みんなにいい肉を食べてもらいたい、いい革の品物を使ってもらいたいのがために、一所懸命仕事をしています。そういう仕事をする人間に對して、あれやこれやって差別をすることは、ないようにして欲しいと思います。」

また、全横浜屠場労組は、「差別的価値観の転換をめざして」横浜屠場における差別との闘い」のなかで、日本の歴史と文化の中で定着させられてきた「屠場」や「屠場労働」に対する偏見について次のように鋭く指摘している。⁸⁾

「日本社会で育った多くの人々は、親や学校、地域社会から、「生き物を殺すことを忌み嫌う意識」(殺生戒^{せつしょうかい})や、「血や死にふれることを嫌がる意識」(穢れ意識^{けがれいし})を植えつけられ、屠場のことを知れば差別してしまうような素地を、本音のところでは身につけているのだと思います。(中略)

その価値観、そしてそこから引き出される差別的な屠場観を拭い去ろうとしなければ、いくら差別事例を研修しても、当事者の講演を聞いても、差別はなくなりません。」

その上で、こうした価値観を転換するための基本的なものの考え方として、以下のような視点を提起している。「人間もふくめ、すべての動物は、自らが生きるために、他の生き物を利用し、あるいは危害を排除しながら生きています。」

犬や猫をペットとして飼うことも、猫の皮を三味線に使うことも、危害を及ぼす犬などを処分することも、さまざまな動物を殺して食べることも、他の動物がそうであるように、人が生き生きと生きていくための行為です。きわめて自然の営みとして、そこには生き物の死があり、「動物を殺すことはひどいこと」との価値観は、単なる思いこみでしかないと思います。

むしろ、そうした思い込みこそが、「まるで屠殺場のような有り様だ」といえば、残酷で凄惨な、ひどい場面しか思い浮かべられない差別的な屠場観を引き出しています。」

食肉業・食肉労働に関する学校教育のポイント

冒頭で紹介したように、本プロジェクトでは、食肉業、とりわけ解体処理労働に対する偏見と差別を払拭していくために学校教育、とりわけ小学校の教育に位置づけていく必要があるとの結論に到達したので、その観点から行われていた先行研究として三宅都子さんの論考を検討した。

三宅さんは、論考の「三、食肉業の教材化の視点」のなかで、要約すると次のように述べている。

・ 校区に食肉市場を含む学校では、子どもに自分の親や自分が住んでいる地域について考えることを目標にして実践が取り生まれ、子どもに食肉労働に対する正しい認識を持つ機会が保障されている。

・ しかし、仕事場と住居の分離が進んでいる現在、食肉業や食肉労働に従事している家の子でも自分の家の仕事を見る機会は少なくなっている。(例えば大阪市内の同和地区の場合―引用者) このため、自分の家の仕事に価値を見出せない子どももいること、そのことが友だち関係にまで影響を及ぼすこともある。

・ また、同和対策審議会答申以降、同和教育が実施され、

それを受けた人々によっても食肉労働に関わった差別事件が日常的に引き起こされている現実がある。その上で、学校教育が抱える問題点として、以下の三点が指摘されている。

一つは、と場やと場労働について正しい知識を持たず、自分でそのイメージを持ってしまっている人が少なくないこと。

二つ目には、学校教育が食肉市場について正しい知識を与える機会を保障してこなかったこと。

三つ目には、社会の中に食肉業・食肉労働に対する差別意識が存在するにもかかわらず、部落問題との関わりを色濃く残す産業に対しては触れてはならないことのように、学校教育の内容に組み込まれることはなかったこと。

以上のような現状認識と、これまでの同和教育の反省に立って、三宅さんは、「これらの教育課題を解決するためには、同和教育の学習内容として、食肉業や食肉労働を取り上げ、食肉業や食肉労働に対する誤った認識の転換を図る部落問題学習の内容を創造することが必要である」と指摘し、食肉業や食肉労働の教材化の視点として、以下の五点を提起している。

「一、食肉業や食肉労働をその仕事の内容に焦点をあて

た学習内容を作成する。そのとき現在食肉市場で行われている解体処理作業も学年に応じて子どもに提示する。

二、食肉業や食肉労働に従事する人々が持っている仕事の技術やすばらしさや仕事に対するほこりを伝える。

三、牛をわる作業をする人の心には、牛をいとおしむところがあることなど働いている人の仕事に対する思いに気付かせる。

四、食肉業や食肉労働が自分の生活とどのように結びついているかを考える。

五、食肉業や食肉労働に対する誤った認識を問いつす。」

また、「食肉業の学習における部落問題学習のねらい」として、「食肉業の学習のねらいは、食肉の生産過程を教えることだけではない。もちろん、食肉業や食肉労働に対する正しい知識を持つことはいうまでもない。食肉に関わる仕事をしている人々が日頃なにを考え、どのように生きているのかを理解することである」として、「一つには、差別の実態を知り、それをはね返して生きてきた力強さを考えることである」、「二つ目には、被差別の側で培ってきた技術のすばらしさを知り、それを武器に

生きてきた人のしたたかさ、強さを考えることである」
 「三つ目には、牛の命を大事にする食肉労働者の命に対する温かい心にふれ、自分の生活をふり返ることである」と、三点があげられている。

以上に紹介した、三宅さんによる学校教育で食肉労働を取り上げていくための基本的な指摘は、今日なお参考とすべきものであるが、プロジェクトの議論の中で、一点疑問が出されたことがある。

それは、上記「食肉業の学習における部落問題学習のねらい」の三点目にふれられている「牛の命を大事にする食肉労働者の命に対する温かい心にふれ、自分の生活をふり返ることである」との指摘である。この指摘に関して、三宅さんは、「食肉市場で働く人の話やその人との出会いは、子どもが命の大切さを考え、命を大事にして生きている人の生き様を学ぶ場となる。これが部落問題学習のねらいなのである」とも述べている。

この指摘の問題点を、プロジェクトで出された議論を踏まえて第二次プロジェクトの報告書の中で内田龍史さんは、次のようにまとめている。¹⁰⁾

「しかし、このようなメッセージは、「生き物を殺すことはいけないうこと」いう一面的な価値観を強化してしまふことになりかねない。そもそも食べるために育てられ

た家畜の命を奪うことは決して悪いことではない。ペットと、食肉など生産物を利用するために飼育している家畜の命を同列に扱うなどして、過度に命を大切にすべきというメッセージは、反転して命を奪うことを職業としてしているものへの否定的なまなざしを生み出すことになりはしないか。もちろん、命を大切にする教育は必要だろう。議論はあるだろうが、命の実践とと場労働についての実践はわけて考えるべきではないだろうか。」

「例えば、日本のと畜場には畜魂碑が建立されているところが多いが、海外ではそうした事例は見られない。それは、この仕事があたりまえの仕事であるという前提で成り立っているからである。命が尽きたときに供養したいという気持ちがあること自体は否定できない。しかし、あくまでも命をもらいながら生きていることは人間としてあたりまえのことであり、それを専門的に行う仕事があることも、自給自足ではなく分業を前提としている現代社会ではあたりまえかつ必要な仕事であるといったポイントを押さえた実践を行うべきだろう。」

先進的な取り組み事例と残された課題

本稿を閉じるにあたって、プロジェクトでの議論を踏

また今後の課題について述べておく。

本プロジェクトの最初から中心的な役割を担っていただいた八木正さんは、残念ながら二〇〇九年七月七日、逝去された。その八木さんが、今後検討すべき課題の一つとして提起されことは、人間もふくめて動物が生きていくためには他の生物の生命を食物等としてもらうことは避けることのできないことであるが、なぜ、食肉解体処理に従事する労働者に対する差別が深刻なのかをさらに深く究明することの必要性である。

この点に関して、八木さんは「牛や豚など特定獣類の食肉については、沖繩を除く日本では一般に、それを好んで食しているが、その生産については「残酷だ」として忌避し差別するという奇妙な矛盾がまかり通っている。菜食や魚食についてはこういう抵抗感がないのに、特定獣類の食肉についてだけこのような現象が見られるのはなぜかという点を解明するには、人類の「食物連鎖」と日本の「食文化」のありようをめぐる考察が必要とされよう」と課題を提起している¹¹⁾。

その上で、八木さん自身の仮説として「と畜に関してだけ残酷イメージがつきまとうのは、考えてみれば奇妙なことである。なぜなら人類は食肉のほかに、魚貝、甲殻類、穀物、野菜、海藻、果物、茸、木の実などの生命

体を雑食して生きている動物だからである。魚貝・甲殻類や穀物・野菜などを食しても抵抗感が薄いのは、ただこれらの生き物が系統的にヒトから遠く、抵抗の音が聞こえにくいからだけのことではなからうか。…中略…また、日本に特定すれば、同じ食肉でありながら獣肉以上に、魚肉、貝類、甲殻類に関しては生きながらにしてこれを食する「活き造り」、「躍り食い」、「残酷焼き」というような残酷な食べ方が平気でされてもいるのだ。これは日本列島社会における「食肉文化」への馴れ親しみのなせる業としか、おそらく説明がつかないであろう」と指摘している¹²⁾。

八木さんが提起している第二の課題としては、食肉解体作業に従事している人々の労働を正当に評価するために資格制度を確立することの必要性である。この点に関して、八木さんは「さて、以上の食肉生産技術と差別問題をめぐるさまざまな考察を経て、いかなる結論が導かれるであろうか。結論はただひとつ、何らの合理性ももたえない、と畜に対する因習的な差別観念を振り払い、食肉製造技術に対する正当な評価システムを確立することが絶対に必要であるということにほかならない。大阪の食肉業会（羽曳野市）では、すでにその方向への努力が開始されており、ヨーロッパにおける食肉業の視察調

査報告も出されている。(大阪同和産業振興会、一九九七)。
主報告者である田中充関西大学教授によると、オーストリア・ウィーンやドイツ・ミュンヘンでは、一般的に「企業経営者及び従業員ともども、食肉業に携わる人々の経済・社会的地位は高い」という。むしろ、経営にあたる親方・手工業者と従業員である徒弟・職人との間には複雑な利害関係の相反も認められるものの、食肉産業の人材養成機関としての「マイスタースクール」制度や「総合畜産・農産物経済センター」での研修制度など学ぶべき活動が多いとの印象を受けた」と述べている。¹⁴¹⁵

この他、学校教育で食肉業や食肉労働に対する理解を位置づけていくためには、教員向けの研修資料が不可欠である。その点では、横浜市教育委員会が作成した職員研修資料『いのち・たべる・しごと〜肉とわたしたち』¹⁶は、差別事件の反省の中から七年の歳月をかけて作成されたもので大いに参考になる。この資料は、「一、気づく〜食肉生産と差別〜」「二、知る〜食肉の生産〜」、「三、問い返し、つかむ」「おわりに」から構成されている。このうち「一」は、質問一「どこに差別がみえますか」(マスコミ)、質問二「どこに差別がみえますか」(学校で)、質問三「横浜でこんな差別があったことを知っていましたか」から構成されている。「二」の質問一は、

「食肉はどのようにつくられるか、食肉市場に豚や牛を集荷し、と畜解体する、横浜の食肉市場の徹底した衛生管理と熟練した解体技術、質問二は、牛や豚からつくられるもの、牛・豚の肉以外の利用、牛肉と豚肉と食用内臓の特徴、から構成されている。「三」は、(一) 研修を振り返り、(二) と畜場に対する意識、(三) 自分を問いつけ「人としての権利を考える」、(四) と畜場で働く人から学ぶ、から構成されていて、この資料を読む職員自身が自問自答する中で理解を深めることができるように工夫されている。

また、学校教育のみならず市民に対しても食肉業や食肉労働に対する理解を促進するために、東京都が二〇〇二年一二月に食肉市場センタービル六階に開設した「お肉の情報館」は、注目される取り組みである。¹⁷

この施設を紹介したリーフレットでは、「お肉の情報館」は、できるだけ多くの方に見学して頂きたい施設です。食肉市場・芝浦と場がどのような仕事をしているのか、どのような役割を果たしているのかについて、理解を深めるきっかけとしていただきたいと思います」と呼びかけられている。「お肉の情報館」は、A「芝浦と場・東京食肉市場の歩み」、B「生産(肥育から出荷まで)」、C「と畜解体作業の流れ」、D「市場取引の流れ」、E「食

肉の歴史と人権」、F「枝肉の格付け、肉部位、内臓部位」、G「革ができるまで」、H「食肉の衛生検査」の八コーナーにわけて、パネルで展示されている。また、講演や研修などができるAVルームも用意されている。

上記に紹介した横浜市教育委員会が作成した職員研修用資料や東京都による「お肉の情報館」などの取り組みは、大阪市をはじめ食肉市場を抱えている自治体でも今後大いに参考にしていく必要がある。

注

(1) プロジェクトの立ち上げには、二〇〇二年二月六日に亡くなった三宅都子さん（大阪市教育委員会）と南港市場技術作業員の岩本俊二さんの大きな力添えがあった。とりわけ、岩本さんの屠場で働く労働者に対する偏見をなくしてもらいたいとの熱い思いに基づくプロジェクトへの参画と支援に感謝したい。

(2) 『食肉業・食肉労働に関するプロジェクト報告書』には、総論 と畜労働の現場から日本の食肉業を問う（八木正）、第一章 大阪市における食肉市場の変遷―明治初期を中心に（三宅都子）、第二章 食肉労働をめぐるインターネット 私たちがつくる食肉は安全です（岩本俊二）、第三章 食肉労働の技術（小山謙吾）、第四章

獣骨処理業と部落問題（壺井貞志）、第五章 食肉文化―被差別部落の技術（小島伸豊）等が収録されている。

(3) 第二次プロジェクトの詳細な内容と執筆者は以下のとおり。（第一部 総論・授業実践に当たったのポイント）

第一章 総論…と畜労働の現場から日本の食肉業を問う（八木正）、第二章 食肉業・食肉労働に関する実践に当たったのポイント（内田龍史）、（第二部 食肉業・食肉労働に関する歴史・現状）第三章 食肉の歴史…江戸時代後期中河内で起こったこと（のびしょうじ）、第四章 大阪市における食肉市場の変遷―明治初期を中心に（三宅都子）、第五章 近代大阪の食肉生産をめぐる断章（吉村智博）、第六章 南港市場で働く労働者の想い（岩本俊二）、第七章 食肉労働の解体技術を遺す意義（小山謙吾）、第八章 南港市場について（プロジェクト事務局）、第九章 食肉業・食肉労働に関わる差別事件の事例について（本多和明）、（第三部 授業展開例・実践事例）実践事例・指導案例A（小学校低学年対象）（足立須香）、実践事例・指導案例B（小学校中学年対象）（阿漕隆夫）、実践事例・指導案例C（小学校高学年対象）（川口昌子）、資料集 一、参考文献（本多和明）、二、食肉（生産）がテーマの映画・ビデオ（椎葉正和）、三、プロジェクト会合報告一覧、おわりに―南港市場見学の手引

き

- (4) 第二次プロジェクト報告書 六九〇七〇頁
- (5) 三宅都子「部落問題学習における食肉業の学習と意義」
〔大阪市教育センター、一九九五年三月「読本」にんげん〕
を活かした授業の記録(XI)―「しごと・労働」の教材
を中心として―『研究紀要』第八二号) 八〇九頁
- (6) 『部落解放研究第39回全国集会討議資料』部落解放研究
第39回全国集会中央実行委員会、二〇〇五年九月
- (7) 第二次プロジェクト報告書 七三頁
- (8) 『部落解放』一九九九年三月、四五二号
- (9) 三宅都子上記(5)の論文 一七〇二二頁
- (10) 第二次プロジェクト報告書 一九〇二〇頁
- (11) 同上 一〇頁
- (12) 同上 一〇頁
- (13) 生き物を「殺す」ことを職業とする点においては、封建
社会における武士や、近現代に入ってから職業軍人は、
文字どおり人間を殺害することを専門的に従事してきて
いる。にもかかわらず差別されていないのはなぜかにつ
いても、考察が必要だと思われる。私見では、封建社会
の武士や近代社会における職業軍人等は権力を掌握した
支配的な地位にあるか、もしくはそれらの勢力によって
支持されていた結果、武士や職業軍人の仕事が重要な仕

事として社会的に評価されるようなものと考え方がさま
ざまな媒体を通じて広められたことによるものと思われ
る。

- (14) 第二次プロジェクト報告書 一一頁
- (15) 封建社会で、医療従事者は被差別の立場におかれていた
といわれている。しかしながら、現代では医療従事者は
国家試験があり、社会的にも相対的に高い評価をされて
いる。この結果、今日では、医療従事者に対する偏見と
差別は存在していない。この点を考慮したとき、食肉業、
食肉労働に対する偏見と差別をなくしていく上で、資格
制度の導入と社会的評価を高めることは、極めて重要で
ある。
- (16) 『いのち・たべる・しごと・肉とわたしたち』二〇〇六
年七月 改訂第二版発行、横浜市教育委員会人権教育担
当 電話〇四五(六七一)三二九六
- (17) 「お肉の情報館」の所在地は、東京都港区二丁目七番一
九号 食肉市場センタービル六階 電話〇三(三四七四)
四七三一 JR・京浜東急品川駅港南口(東口)下車す
ぐ